

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

中小企業倒産防止共済の前払掛金

Q：当社は、中小企業倒産防止共済法に基づく共済契約を締結しようと考えています。掛金については、1年分を一度に払い込むつもりですが、1年分の掛金を払込時の損金とすることができるのでしょうか。

A：前納期間が1年以内のものは、支払時の損金とすることが認められます。

【解説】

法人が、長期にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で一定のものを支出した場合には、その支出した金額は支出時の事業年度の損金の額に算入されることになっています。

中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための共済契約に係る掛金も上記の掛金に該当します。

また、中小企業倒産防止共済法の規定による共済契約を締結した法人が、前納した共済契約に係る掛金のうち、その前納期間が1年以内であるものについてはその支出時の損金として処理することを認めることとし、その他のものについては前払金として処理することとして取り扱われています。

前納期間が1年以内の掛金についてその支出時の損金として処理することを認めるという取扱いは、前納の期間が1年以内のものに限り掛金の割引制度が設けられていること、更には、前払費用の額で1年以内に役務の提供を受けるものについては、その支出時の損金とすることができるものとされていることなどを考慮して認められているものです。

